

令和5年2月7日提出

# 令和5年3月市議会定例会 議案参考資料

(その1)

木更津市

## 令和5年3月市議会定例会議案参考資料目録（その1）

議案番号	件名	頁
議案第7号	木更津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の新旧対照表	1
議案第9号	木更津市営体育施設の指定管理者に指定しようとする団体の概要 木更津市営体育施設指定管理者候補者選定評価結果表	2

新旧対照表

○議案第7号 木更津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

新	旧
<p>木更津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例</p> <p>平成26年9月27日 条例第17号</p> <p><u>第26条</u> <u>削除</u></p>	<p>木更津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例</p> <p>平成26年9月27日 条例第17号</p> <p><u>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</u></p> <p><u>第26条</u> <u>特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。）の長たる特定教育・保育施設の管理者は、教育・保育給付認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</u></p>

木更津市営体育施設の指定管理者に指定しようとする団体の概要

所 在	東京都中央区銀座四丁目12番15号
名 称	株式会社オーエンス
代 表 者 名	代表取締役 大木 一雄
設 立	昭和34年6月1日
資 本 金	100,000,000円
従 業 員 数	役員8名 従業員4,462名
事 業 内 容	<ol style="list-style-type: none"><li>1 ビルメンテナンス業</li><li>2 警備、電話交換並びに受付</li><li>3 建物の保安管理及び駐車場の管理業務</li><li>4 労働者派遣事業</li><li>5 ビルメンテナンスに伴う清掃用品、日用雑貨品の販売</li><li>6 一般廃棄物の収集、運搬並びに再生利用業務</li><li>7 電気工事の設計施工及び電気機械器具の販売</li><li>8 空調衛生、給排水工事の施工</li><li>9 消防、消火設備工事の設計、施工</li><li>10 建築工事の設計及び施工</li><li>11 室内装飾の設計施工</li><li>12 家具及び事務用スチール製品の販売</li><li>13 不動産の仲介、売買、管理並びに賃貸</li><li>14 不動産に関するコンサルタント業務</li><li>15 損害保険代理業</li><li>16 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI法）に基づく公共施設等の維持管理、運營業務</li><li>17 地方自治法に定める指定管理者制度に基づく公の施設の維持管理、運營業務</li><li>18 スポーツ施設の運営並びに管理</li></ol>

- 1 9 ホテルの運営並びに管理
- 2 0 飲食店並びに喫茶店の経営
- 2 1 コンビニエンス・ストアの経営
- 2 2 酒類、煙草、食品、日用雑貨品、玩具、文具、服装雑貨の販売及び販売店の経営
- 2 3 診療報酬請求事務並びに医療関連機関の一般事務の受託
- 2 4 総合受付案内業務
- 2 5 旅行業
- 2 6 A E Dの販売及び賃貸業務
- 2 7 高度管理医療機器等販売業
- 2 8 前各号に付帯する一切の業務

所 在 木更津市有吉 9 3 2

名 称 ローヴァーズ株式会社

代表者名 代表取締役 カレン・ロバート

設 立 平成 2 6 年 3 月 1 8 日

資 本 金 1 0, 0 0 0, 0 0 0 円

従 業 員 数 役員 5 名 従業員 3 7 名

事 業 内 容

- 1 スポーツ施設・スクールの運営及びコンサルタント業務
- 2 スポーツ選手・文化人のマネジメント
- 3 スポーツ用品・アパレル・雑貨等の企画、デザイン、製造及び販売
- 4 スポーツ選手・指導者・チームの海外留学及び遠征の支援
- 5 各種イベント、セミナー等の企画、運営
- 6 広告宣伝代理業
- 7 写真、ビデオ等の映像の企画、撮影及び編集
- 8 書籍の企画、編集、出版、販売
- 9 グラウンドメンテナンス業
- 1 0 フランチャイズ事業
- 1 1 人材派遣業

- 1 2 旅館業、ホテル業
- 1 3 食料品・飲料品の小売業及び飲食店の経営
- 1 4 前各号に附帯する一切の業務

所 在	木更津市矢那 2 3 8 1 番地
名 称	谷中造園土木株式会社
代 表 者 名	代表取締役 谷中 淑浩
設 立	昭和 5 9 年 1 月 1 7 日
資 本 金	2 0, 0 0 0, 0 0 0 円
従 業 員 数	役員 4 名 従業員 1 6 名
事 業 内 容	1 造園業 2 植木の生産及び販売 3 土木工事業 4 前各号に附帯関連する一切の業務

議案第9号

木更津市営体育施設指定管理者候補者選定評価結果表

選定基準 (条例規定事項)	審査(評価)基準	配 点	オーエンス・ローヴァーズ・ 谷中造園グループ	団体A
			合計	合計
1 事業計画に基づく管理により、公の施設における利用者の平等な利用の確保に配慮されたものであること(指定手続等に関する条例第4条第1項第1号)	(1) 施設運営の理念、姿勢について ・申請団体の経営理念は、利用の平等性の観点から適切か ・施設の設置目的と提案された運営方針が合致しているか	80 点( 10 点× 8 人)	66	37
	(2) 利用者の平等な利用の確保について	80 点( 10 点× 8 人)	52	43
	小 計	160 点( 20 点× 8 人)	118	80
2 事業計画書の内容が施設の効用を最大限に発揮するものであること(指定手続等に関する条例第4条第1項第1号)	(1) 施設の設置目的との適合性について	40 点( 5 点× 8 人)	32	25
	(2) 利用者に対するサービスの向上について	40 点( 5 点× 8 人)	29	24
	(3) 利用促進、利用者増への取組みについて	80 点( 10 点× 8 人)	64	40
	(4) その他新規、魅力的な提案の有無について	40 点( 5 点× 8 人)	30	26
	(5) 施設の効率的運営、効率化への取組みについて	40 点( 5 点× 8 人)	27	22
	(6) 施設管理の安全性への配慮について	40 点( 5 点× 8 人)	28	21
	(7) 事業計画の実現可能性について	40 点( 5 点× 8 人)	29	23
	(8) 指定管理料の相対的評価について	320 点( 40 点× 8 人)	256	320
	小 計	640 点( 80 点× 8 人)	495	501
3 申請団体が公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の能力を有しており、又は確保できる見込みがあること(指定手続等に関する条例第4条第1項第2号)	(1) 施設管理への意欲、熱意について	40 点( 5 点× 8 人)	33	25
	(2) 類似施設等の管理運営実績等について	40 点( 5 点× 8 人)	29	29
	(3) 安定的な運営が可能となる人的能力(管理運営方式)について ・職員構成、職員数、職員採用、確保の方策、職員の研修(育成)体制等	40 点( 5 点× 8 人)	32	20
	(4) 団体の安定性、継続性について	80 点( 10 点× 8 人)	58	49
	(5) 団体の運営の透明性、公正性について	40 点( 5 点× 8 人)	25	25
	(6) 収入、支出の積算と管理計画の整合性について	40 点( 5 点× 8 人)	28	23
	(7) 収支計画の実現可能性について	40 点( 5 点× 8 人)	29	22
	小 計	320 点( 40 点× 8 人)	234	193
4 その他別に定める基準(指定手続等に関する条例第4条第1項第3号)	(1) 体育施設の発展と向上への寄与について	80 点( 10 点× 8 人)	58	43
	小 計	80 点( 10 点× 8 人)	58	43
合 計 点 数		1,200 点( 150 点× 8 人)	905	817
市内事業者加点			27	0
総 合 計 点 数		(合計点数+加点)	932	817

採点基準【c】「平均的である。」の配点の合計に委員数を乗じた数 ( 81 点× 8 人 )  
648 点